

令和５年度社会福祉法人指導監査結果概要

社会福祉法人指導監査の実施にあたっては、令和４年３月に一部改正された「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成２９年４月２７日付け雇児発 ０４２７ 第 ７ 号・社援発 ０４２７ 第 １ 号・老発 ０４２７ 第 １ 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき実施した。

なお、令和５年度は新型コロナウイルスの扱いが第５類に変更になったことも踏まえ通常通りの運用とし、原則３年に１回の監査周期となる法人と継続的な監査を要すると判断した法人の監査を行った。

令和５年度に社会福祉法人に対して実施した指導監査の結果概要については、以下のとおりである。

【指導監査を実施した法人数】

（括弧書きは令和４年度実績）

対象法人内訳	実施	左のうち 文書指摘あり	継続監査が 必要な法人
A. 指導監査実施法人（３年周期）	10 (19)	2 (6)	0 (2)
B. 前年度指導監査で文書指摘があり、改善状況の確認 が必要と判断した法人	8 (7)	5 (6)	6 (6)
C. 設立されてから３年以内の法人	3 (2)	0 (1)	0 (0)
D. 現況報告書の内容や法人への状況確認等から計画 外での实地監査が必要と判断した法人	1 (一)	1 (一)	0 (一)
計	22 (28)	8 (13)	6 (8)

【文書指摘事項の件数】

（括弧書きは令和４年度実績）

指導監査実施法人	文書指摘事項件数	文書指摘事項なしの法人
全体：22 法人（28 法人）	26 件・ 8 法人（31 件・ 13 法人）	14 法人（15 法人）
内訳 B： 8 法人（ 7 法人）	18 件・ 5 法人（ 9 件・ 6 法人）	3 法人（ 1 法人）

【計画外で監査を実施した法人】

法人名	監査種別	実施概要	文書指摘事項件数
1 法人 (内訳 B)	随時 →特別 (同日)	法人の内部調査で職員の非違行為が確認されたとの報告を受けたため随時監査を実施。内部統制が機能していないことが確認されたためその場で特別監査を実施した。	1 件
1 法人 (内訳 D)	随時 (2 日間)	提出された会計書類を確認したところ、安全、確実な方法ではない資産運用を行っていることが疑われたため随時監査を実施した。	5 件

【過年度実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1.計画外で監査を実施した法人数	2	1	1	1	2
2. 1.の内、特別監査を行った法人数	1	0	1	1	1
3.改善勧告の件数	0	—	0	0	0

【ガイドラインに基づき区分した主な文書指摘事項】

I 法人運営について

- ・ 理事の資格要件（社会福祉事業の経営に識見を有する者、事業区域の福祉の実情に通じている者、施設の管理者）及び監事の資格要件（社会福祉事業について識見を有する者、財務管理について識見を有する者）を満たしていることがわかるように選任議案等を作成すること。
- ・ 理事会への欠席が継続しており、名目的・慣例的に選任されているように疑われる監事がいるため、監事が理事会に出席できるよう日程調整等を行うこと。
- ・ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ること。
- ・ 理事長は定款に従い、理事会において、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自らの職務執行状況について報告をする必要があることに留意すること。

（等 総計 13 件）

II 事業について

- ・ 令和5年度については該当なし

III 管理について

- ・ 寄附金受理の仕訳伝票で寄附金勘定処理をせず、補助金（その他）で処理しており、計算書類に誤りが生じているので、今後は適切に処理すること。
- ・ 借入金明細書を長期短期の区分が確認できるように適正に作成すること。

（等 総計 13 件）